

# 「山口海物語」製品認定申請要領

## 1 認定申請の対象製品

県内で製造された水産加工品（品目毎に定める認定基準に適合するもの）

（対象品目）

ねり製品、うに製品、めんたいこ製品、ふぐ加工品、乾製品、海藻加工品、鯨製品、  
あんこう製品、くるまえび製品、調味加工品

## 2 認定申請の対象者

県内に所在する水産加工品の製造業者

## 3 認定申請点数

認定申請点数は自由とする。

## 4 認定申請手続き

認定申請者は、認定申請書（公式ホームページ (<https://yamaguchi-umi.net/nintei/>) からダウンロードすること）に次の書類を添付し、令和8年1月16日（金）【必着】までに、下記に提出すること。

### ＜添付書類＞

①対象品目のチェックリスト（公式ホームページからダウンロードすること）

②食品表示事項が記載されたラベル（容器に印刷されたものについては、その部分を切り取ったもので足りる。）

③主な原材料の原産地が山口県産 100%の場合は、原材料の全体に占める割合をそれぞれ証明するもの、及びその産地を証明するもの

④腸炎ビブリオ最確数 100／g 以下（アルカリペプトン水、T C B S 寒天培地法）であることを証明する書類

※飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。なお、「ねり製品」及び「ねり製品以外の品目において製造の最終工程（容器の包装前又は包装後）に加熱処理された製品」については添付不要。

※申請日の1年以内に検査を行っていること。

※保健所で検査可能。自社検査でも可。腸炎ビブリオ陰性を証明する書類でも可。

⑤表彰歴を要件としている場合は、表彰状の写しなど表彰歴を証明するもの

⑥「食品表示責任者」の設置を証明する書類（山口県食の安心・安全推進条例に基づく、食品表示責任者養成講習会受講済証の写し）

### ＜提出先＞

〒750-0067

下関市大和町1-16-1 下関漁港ビル

山口県漁協内 山口県水産加工業連合会事務局

TEL : 083-261-6612

## 5 認定申請製品の提出

提出個数：1製品ごとに3個程度

提出先：山口県水産加工業連合会事務局（住所は上記のとおり）

提出期限：令和8年2月3日（火）14時まで

その他：

①提出期限までに到着しないものは審査の対象としない。

②製品には消費（賞味）期限を必ず記載しておくこと。

③提出された製品の代金（送料を含む）は主催者で負担するため、請求書（宛名：やまぐちの農林水産物需要拡大協議会）を添付して提出すること。

## 6 審査

認定審査は、山口県水産加工業連合会が設置する認定委員会において行う。

## 7 登録料

認定された製品については、1点当たり10,000円（山口県水産加工業連合会非会員については20,000円）の登録料を徴収する。

※登録料の徴収方法については、認定票交付時に指定する。

## 8 ロゴマークの表示

認定された製品には、所定のロゴマークを表示することができる（貼付用シールは登録時1,000枚無償配布。その後は、必要に応じて配布・販売）。



## 9 認定までのスケジュール（予定）

1 1月 4日（火） 認定申請受付開始

1月16日（金） 認定申請受付締切（必着）

2月 3日（火） 認定申請製品搬入（14時まで必着）

2月 5日（木） 認定委員会による審査

2～3月（予定） 認定票の交付、認定製品の公表